

## 介護老人保健施設つくも 入所利用料金表

## (1) 施設サービス費

基本サービス単位数×地域単価(10.54円)×30日+居住費(30日分)で計算した額です。(吹田市は4級地(10.54円))

## &lt;多床室&gt; 【在宅強化型】

(単位:円)

介護区分	基本サービス単位数	施設サービス費			居住費(520円/日)	合計		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
要介護1	836	26,434	52,869	79,303	15,600	42,034	68,469	94,903
要介護2	910	28,774	57,548	86,323	15,600	44,374	73,148	101,923
要介護3	974	30,798	61,596	92,394	15,600	46,398	77,196	107,994
要介護4	1,030	32,569	65,137	97,706	15,600	48,169	80,737	113,306
要介護5	1,085	34,308	68,615	102,923	15,600	49,908	84,215	118,523

## &lt;従来型個室&gt; 【在宅強化型】

(単位:円)

介護区分	基本サービス単位数	施設サービス費			居住費(1,640円/日)	合計		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
要介護1	756	23,905	47,809	71,714	49,200	73,105	97,009	120,914
要介護2	828	26,181	52,363	78,544	49,200	75,381	101,563	127,744
要介護3	890	28,142	56,284	84,425	49,200	77,342	105,484	133,625
要介護4	946	29,913	59,825	89,738	49,200	79,113	109,025	138,938
要介護5	1,003	31,715	63,430	95,145	49,200	80,915	112,630	144,345

※日数計算や端数処理により1円単位の違いが生じる場合があります。居住費は、外泊中も居室を確保しておりますので、料金を頂きます。

## (2) 加算サービス費

◎の加算は全ての入所者が対象です。その他の加算については対象者のみ費用が発生します。

(褥瘡マネジメント加算と排泄支援加算はいずれか一つ(I・II・III)のみ算定)

(単位:円)

加算項目	サービス内容	1割	2割	3割
◎ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	施設から在宅へ復帰される利用者割合の条件を満たしている場合	48	97	145
◎ 夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員数(介護士、看護師)が算定条件を満たしている場合	25	51	76
短期集中リハビリテーション実施加算	入所して3ヶ月以内に集中的リハビリを行った場合	253	506	759
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	入所して3ヶ月以内に集中的リハビリを行った場合(週3日限度)	253	506	759
認知症ケア加算	認知症の入所者にサービスを提供した場合	80	160	240
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者を受入れ、利用者ごとに担当者を定めた場合	126	253	379
外泊時費用	外泊初日と最終日以外(月6日を限度)	382	763	1145
外泊時費用(在宅サービス利用)	外泊中に施設が在宅サービスを提供した場合(月6日を限度)	843	1686	2530
ターミナルケア加算	死亡日以前31~45日	84	169	253
	死亡日以前4~30日	169	337	506
	死亡日前日・前々日	864	1729	2593
	死亡日	1739	3478	5217
初期加算	入所日~30日	32	63	95
再入所時栄養連携加算	入所者が入院し、病院での食事指導中に施設管理栄養士が同席し、再入所後の栄養管理を見直した場合	211	422	632
入所前後訪問指導加算Ⅰ	入所前30日~入所後7日以内に居宅訪問し施設サービス計画及び診療方針を決定	474	949	1423
入所前後訪問指導加算Ⅱ	入所前30日~入所後7日以内に居宅訪問し施設サービス計画及び診療方針を決定。退所後の生活に係る支援計画策定	506	1012	1518
試行的退所時指導加算	入所後1月を超える入所者が試行的に退所する場合に療養上の指導を行う	422	843	1265
退所時情報提供加算	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合	527	1054	1581

## (2) 加算サービス費 (つづき)

(単位:円)

加算項目	サービス内容	1割	2割	3割	
入退所前連携加算Ⅰ	居宅介護支援事業所に対して入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	632	1265	1897	
入退所前連携加算Ⅱ	居宅介護支援事業所に対して入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	422	843	1265	
訪問看護指示加算	訪問看護ステーションに対して訪問を指示した場合	316	632	949	※2
栄養マネジメント強化加算	利用者のリスクに応じた適切な栄養マネジメントを行った場合(データ提出)	12	23	35	
経口移行加算	経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合	30	59	89	
経口維持加算Ⅰ	医師・管理栄養士等が共同して経口維持計画を作成し、食事の管理をした場合	422	843	1265	※1
経口維持加算Ⅱ	経口加算(Ⅰ)食事の観察・会議に歯科医師・言語療法士等が加わった場合	105	211	316	※1
口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科衛生士が入所者の口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に助言・指導を行った場合	95	190	285	※1
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科衛生士が入所者の口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に助言・指導を行った場合(データ提出)	116	232	348	※1
療養食加算	療養食を提供した場合(1日に3回を限度)	6	13	19	※2
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ	入所者の主治医に対して、内服薬の減少についての連携を行った場合	105	211	316	※2
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	入所者の主治医に対して、内服薬の減少についての連携を行った場合(データ提出)	253	506	759	※2
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	入所者の主治医に対して、内服薬の減少についての連携を行った場合(データ提出+減薬)	105	211	316	※2
緊急時治療管理	入所者の病状が重篤となり救命救急医療を提供した場合(月1回3日を限度)	546	1092	1638	
所定疾患施設療養費Ⅰ	必要に応じ、入所者に投薬、検査、注射、処置等を行った場合(月1回7日限度)	252	504	756	
所定疾患施設療養費Ⅱ	協力医療機関と連携を取り、入所者に投薬、検査、注射、処置等を行った場合(月1回10日限度)	506	1012	1518	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	在宅での生活が困難になった認知症患者の利用者の緊急受入を行った場合(入所後7日限度)	211	422	632	
認知症情報提供加算	認知症の疑いのある入所者を認知症患者医療センター等へ紹介した場合	369	738	1107	※2
地域連携診療計画情報提供加算	地域連携診療計画加算対象で退院した入所者の情報を医療機関へ提供した場合(1回限度)	316	632	949	※2
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	リハビリ実施計画を入所者・家族等へ説明し、リハビリの質の管理(データ提出)	35	70	104	※2
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	関連職種で褥瘡ケア計画を作成して実施(データ提出)	3	6	9	※1
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	関連職種で褥瘡ケア計画を作成して実施(データ提出+対象者の褥瘡発生なし)	14	27	41	※1
排泄支援加算Ⅰ	支援計画を作成して排泄ケアを実施(データ提出)	11	21	32	※1
排泄支援加算Ⅱ	支援計画を作成して排泄ケアを実施(データ提出)(改善orオムツなし)	16	32	47	※1
排泄支援加算Ⅲ	支援計画を作成して排泄ケアを実施(データ提出)(改善+オムツなし)	21	42	63	※1
自立支援促進加算	自立支援の為の医学的評価を行い、関連職種で支援計画を作成して実施(データ提出)	316	632	949	※1
科学的介護推進体制加算Ⅰ	入所者ごとの基本的な情報(ADL・栄養・口腔機能等)を厚生労働省へデータ提出	42	84	126	※1
科学的介護推進体制加算Ⅱ	入所者ごとの基本的な情報+疾病・服薬情報等を厚生労働省へデータ提出	63	126	190	※1
安全対策体制加算	入所時に1回を限度	21	42	63	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護従事者のうち介護福祉士が80%以上、10年以上勤務の介護福祉士35%以上	23	46	70	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月につき 所定単位×39/1000				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1月につき 所定単位×21/1000				
令和3年9月30日までの上乗せ加算	1月につき 所定単位×1/1000 (新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価)				

注) 端数処理の関係で1円単位の違いが生じる場合があります。

※1は月額 ※2は1回あたりの額 その他は日額

## (3) その他の費用(実費負担)

基本料金は全ての入所者が対象となります。加算料金及びその他の料金は対象者のみです。

## ア 基本料金

(単位:円)

項目	日額	項目	日額
食費 (朝食・昼食・おやつ・夕食)	1,580	日用品費	150
		教養娯楽費	100

※食事の中止連絡は朝食:前日の17時までに、昼食・おやつ・夕食は当日の10時までにお願いします。  
(緊急時、すでに提供準備をしている場合には中止扱いとなりません。)

※日用品費は、ハンドソープ・シャンプー・リンス・ボディシャンプー・ペーパータオル・  
トイレットペーパー・おしぼり等

※教養娯楽費は、行事・クラブの(製作)材料費

## イ 加算料金(利用された方のみ)

(単位:円)

項目	日額	標準月額
特別療養室 (税込み)		
個室	2,200	66,000
二人部屋	1,650	49,500

## ウ その他の料金(必要とした場合のみ)

(単位:円)

項目	費用単位	費用額(税込)
理容代	カット・ブロー	1回 1,650
	シャンプー	1回 500
	顔そり	1回 500
	パーマのみ	1回 4,290
	ヘアーカラーのみ	1回 4,290
	パーマ・カット・シャンプー・ブロー	1回 5,500
洗濯代	1kg.以上	1回 300
	1kg.未満	1回 100
電気製品使用料	1点につき(持ち込み2点まで)	1日 55
フラワーアレンジメント	材料費	1回 1,000
喫茶代	コーヒーor紅茶とお菓子	1セット 200
文書料①	入所証明書・領収証明書等	1通 1,100
文書料②	健康診断書・情報提供書等	1通 3,300
文書料③	死亡診断書・生命保険診断書等	1通 5,500

施設は、「その他の費用(実費負担)」に定める利用料について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する場合があります。

## &lt;市町村民税世帯非課税の利用者負担限度額(日額)&gt;

(単位:円)

負担段階	食費	個室	多床室
第1段階	300	490	0
第2段階	390	490	370
第3段階	650	1,310	370